

令和2年3月市議会定例会議提出議案

(令和2年3月 日提出)

区分	予算関係	条例関係	その他の議案	報告	計
件数	23	23	5	1	52

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

- 1 議案第 号 令和2年度福島市一般会計予算
- 2 議案第 号 令和2年度福島市水道事業会計予算
- 3 議案第 号 令和2年度福島市下水道事業会計予算
- 4 議案第 号 令和2年度福島市農業集落排水事業会計予算
- 5 議案第 号 令和2年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
- 6 議案第 号 令和2年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
- 7 議案第 号 令和2年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
- 8 議案第 号 令和2年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
- 9 議案第 号 令和2年度福島市介護保険事業費特別会計予算
- 10 議案第 号 令和2年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算
- 11 議案第 号 令和2年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
- 12 議案第 号 令和2年度福島市青木財産区特別会計予算
- 13 議案第 号 令和2年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
- 14 議案第 号 令和2年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
- 15 議案第 号 令和元年度福島市一般会計補正予算(第6号)
- 16 議案第 号 令和元年度福島市一般会計補正予算(第7号)
- 17 議案第 号 令和元年度福島市水道事業会計補正予算
- 18 議案第 号 令和元年度福島市下水道事業会計補正予算
- 19 議案第 号 令和元年度福島市農業集落排水事業会計補正予算
- 20 議案第 号 令和元年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算
- 21 議案第 号 令和元年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算
- 22 議案第 号 令和元年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
- 23 議案第 号 令和元年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算

24 議案第 号 福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・選挙公報掲載文原稿及び写真を電子データで提出することができる規定を追加

(公布の日から施行)

25 議案第 号 福島市監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1)法改正に伴う条例中で引用する条項の改正
- (2)法改正に伴い、議会から求められた意見の提出期限を、当該意見を求められた日から30日以内とする規定を追加

(令和2年4月1日から施行)

26 議案第 号 福島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件

一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)任期を定めた採用、任期の更新その他必要な事項を規定
- (2)勤務時間、休暇等の勤務条件について、必要な事項を関係条例において規定

(令和2年4月1日から施行)

27 議案第 号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・期末手当・・・令和元年12月期期末手当を0.05月分引き上げ
「1.675月」→「1.725月」(0.05月増)

(公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用)

28 議案第 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例における報酬額等に関する規定の改正等

①改正及び追加

区 分		報 酬 額
学校医	年額	1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額
学校歯科医	年額	1校につき、213,500円を超えない範囲内で市長が定める額
保育所嘱託医又は認定こども園嘱託医	内科 年額	1施設につき、159,500円を超えない範囲内で市長が定める額
	歯科 年額	1施設につき、76,200円を超えない範囲内で市長が定める額
学校薬剤師(認定こども園)	年額	1園につき、35,500円
生活保護指定医療機関指導員	日額	45,000円
統計調査員	1回	国及び県が定める単価を超えない範囲内で市長が定める額

②訂正

- ア 生活保護嘱託医 (誤)月額13,360円 → (正)月額66,800円
- イ 生活保護精神科嘱託医 (誤)月額66,800円 → (正)月額13,360円

(令和2年4月1日から施行)

29 議案第 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・期末手当・・・令和元年12月期期末手当を0.05月分引き上げ
「1.65月」→「1.7月」（0.05月増）

（公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用）

30 議案第 号 福島市森林環境整備基金条例制定の件

森林環境整備基金を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、基金を設置
- (2)基金活用対象は、森林の整備に関する施策、森林を担うべき人材の育成・確保、木材の利用の促進
その他の森林整備の促進に関する施策等

（公布の日から施行）

31 議案第 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

毒物及び劇物取締法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)毒物及び劇物取締法関係
 - ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正
 - (2)ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係
 - ・元患者家族又はその遺族等の戸籍に関し、無料で証明を行うための規定を追加
 - (3)建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令関係
 - ・建築物エネルギー消費性能基準の適合認定において簡易な評価方法が加わることに伴う規定の追加
- （令和2年4月1日から施行。ただし、(2)については公布の日から施行）

32 議案第 号 福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件

卸売市場法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)卸売業者に関するルールを改定
 - ①事業年度毎の事業報告書作成及び市長への提出を義務化
 - ②売買取引条件及び卸売予定数量について、インターネットその他の適切な方法による公表を義務化
 - ③多様な取引形態に対応するため、自己買い付けの禁止規定を廃止
- (2)売買取引において、せり売の割合を廃止
- (3)HACCPへの対応規定を追加

（令和2年6月21日から施行）

33 議案第 号 福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・成年被後見人の人権が尊重され不当に差別されることがないように、登録の資格等に関する規定を適正化
- （公布の日から施行）

34 議案第 号 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例制定の件

障がいのある人も障がいのない人も共にいきいきと暮らせる共生社会を実現するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)共生社会実現のための基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を規定
- (2)差別及び虐待の禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮、バリアフリー化の推進等について規定
- (3)市町村障害者計画等の策定、施策の推進方針、推進組織の設置等について規定

(令和2年4月1日から施行)

35 議案第 号 福島市子育て世帯応援に係る手当に関する条例を廃止する条例制定の件

子育て世帯応援に係る手当の廃止に伴い、条例を廃止する。

(令和2年4月1日から施行)

36 議案第 号 福島市まちなか交流施設条例制定の件

まちなか交流施設を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)位置 福島市本町2番6号
- (2)施設
 - ①交流エリア
 - ②多目的ルーム
 - ③展示スペース
 - ④休憩スペース
- (3)開館時間 午前10時から午後7時まで

(4)使用料

区分	使用料	
交流エリア	1時間	200円
多目的ルーム	1時間	100円
展示スペース(東側)	1日	200円
展示スペース(西側)	1日	100円
展示スペース(南側)	1日	100円
全面(交流エリア・多目的ルーム・展示スペース・休憩スペース)	1時間	600円

(公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

37 議案第 号 福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件

客引き等に係る禁止事項の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・客引き、誘引が禁止される営業形態の対象範囲を適正化

(令和2年7月1日から施行)

38 議案第 号 福島市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・法改正により必置となった動物愛護管理担当職員の設置に関する規定を追加

(令和2年6月1日から施行)

39 議案第 号 福島市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定の件

食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・衛生管理の基準が厚生労働省令で定められることに伴い、これまで条例で規定していた当該基準を削除

(令和2年6月1日から施行)

40 議案第 号 福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例制定の件

浄化槽法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業務に関する研修の受講を義務付ける規定を追加

(令和2年4月1日から施行)

41 議案第 号 福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

公園使用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・公園の占用許可による使用料の改正

占用物件	改正前	改正後	単位
第1種電柱	440円	510円	1本につき1年
第1種電話柱	400円	460円	
変圧塔	790円	910円	1個につき1年
外径0.07m未満のガス管等	17円	19円	長さ1mにつき1年
外径1m以上のガス管等	470円	550円	
標識	630円	730円	1本につき1年

(令和2年4月1日から施行)

42 議案第 号 福島市営住宅等条例等の一部を改正する条例制定の件

民法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)入居者の瑕疵によらず市営住宅の一部が使用不能となった場合、使用できない部分の割合に応じて家賃を減額する規定を追加
- (2)入居中の未納家賃に敷金を充てることができる規定を追加

(令和2年4月1日から施行)

43 議案第 号 福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

道路占用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・占用料の改正

占用物件	改正前	改正後	単位
第1種電柱	440円	510円	1本につき1年
第1種電話柱	400円	460円	
変圧塔	790円	910円	1個につき1年
外径0.07m未満のガス管等	17円	19円	長さ1mにつき1年
外径1m以上のガス管等	470円	550円	
看板	1,700円	1,900円	表示面積1㎡につき1年
標識	630円	730円	1本につき1年

(令和2年4月1日から施行)

44 議案第 号 福島市下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正

(令和2年4月1日から施行)

45 議案第 号 福島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・法改正に伴う条例中で引用する条項の改正

(令和2年4月1日から施行)

46 議案第 号 福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

消防団の組織体制の強化及び基本団員の負担軽減等を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1)大規模災害時の活動・支援や、基本団員の活動を補完する機能別団員を新たに規定

(2)定員の見直し及び機能別団員の報酬額を規定

①定員 2,630人 → 2,660人(内訳:基本団員2,506人、機能別団員154人)

②機能別団員の報酬 年額12,000円

(令和2年4月1日から施行。ただし、機能別団員に関する規定は令和2年10月1日から施行)

47 議案第 号 市道路線の認定及び廃止の件

一般公共の用に供するため26路線を認定するとともに、3路線を廃止する。

48 議案第 号 包括外部監査契約の件

令和2年度の包括外部監査契約を締結する。

49 議案第 号 工事請負契約の一部変更の件（渡利学習センター建築工事（建築本体））

施工工程に変更が生じたため、工事期限を変更する。

50 議案第 号 財産処分の件（福島おおざそうインター工業団地（B区画））

分譲用地として造成した福島おおざそうインター工業団地の一部を処分する。

- ・処分先 株式会社菊池製作所 代表取締役社長 菊池 功

51 議案第 号 財産処分の件（福島おおざそうインター工業団地（C区画））

分譲用地として造成した福島おおざそうインター工業団地の一部を処分する。

- ・処分先 高圧ガス工業株式会社 代表取締役社長 澁谷 信雄

52 報告第 号 専決処分報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。

令和2年3月補正予算説明資料

1 一般会計

(単位 千円)

区 分	令 和 元 年 度					平 成 3 0 年 度				増 減 率		
	当初予算 現計予算	3月補正			合 計	対当初 対現計	当初予算 現計予算	3月補正	合 計	対当初 対現計	当初比	合計
		第6号	第7号	計							現計比	合計
財 源 内 訳	123,450,000					7.0	134,840,000				△7.1	△8.4
	130,755,317	2,971,401	△1,614,233	1,357,168	132,112,485	1.0	139,861,607	△14,659,202	125,202,405	△10.5	△6.5	5.5
	43,110,450					△0.5	55,728,748			△28.6	△22.6	
	46,621,630	1,131,564	△4,878,030	△3,746,466	42,875,164	△8.0	56,653,042	△16,848,082	39,804,960	△29.7	△17.7	7.7
	6,043,600					75.9	6,557,000			23.7	△7.8	
	8,499,600	1,700,300	428,300	2,128,600	10,628,200	25.0	7,225,300	883,300	8,108,600	12.2	17.6	31.1
	8,530,324					△3.2	8,236,622			2.3	3.6	
	8,230,391	—	27,258	27,258	8,257,649	0.3	8,426,004	—	8,426,004	—	△2.3	△2.0
	65,765,626					7.0	64,317,630			7.1	2.3	
	67,403,696	139,537	2,808,239	2,947,776	70,351,472	4.4	67,557,261	1,305,580	68,862,841	1.9	△0.2	2.2

過去の3月補正予算額（一般財源）

H29	1,564,000	(678,044)
H28	△14,026,341	(2,674,906)
H27	△7,149,742	(3,285,617)
H26	24,728,662	(2,762,210)
H25	7,482,197	(3,876,199)
H24	4,334,012	(1,437,629)
H23	3,283,727	(1,083,252)
H22	3,072,567	(4,707,806)
H21	1,510,155	(1,120,347)
H20	5,703,871	(763,107)

2 特別会計

土地区画整理事業費 特別会計	276,734		(歳入補正)	—	—	—	287,583			89.2	△3.8	
庁舎整備基金運用 特別会計	276,734			—	276,734	—	544,041	—	544,041	—	△49.1	△49.1
庁舎整備基金運用 特別会計	1,001,500					△99.9	1,001,500			△99.9	—	
後期高齢者医療事業費 特別会計	1,001,500		△1,000,000	1,500	△99.9	—	1,001,500	△1,000,000	1,500	△99.9	—	—
後期高齢者医療事業費 特別会計	3,483,561				2.6	2.6	3,457,574			0.2	0.8	
工業団地整備事業費 特別会計	3,521,019		53,014	3,574,033	1.5	1.5	3,455,592	9,261	3,464,853	0.3	1.9	3.2
工業団地整備事業費 特別会計	1,056,560				21.6	21.6	526,118			2.0	100.8	
工業団地整備事業費 特別会計	1,056,560		228,547	1,285,107	21.6	21.6	541,418	△4,528	536,890	△0.8	95.1	139.4

3 合 計

一般会計	123,450,000					7.0						
	130,755,317	2,971,401	△1,614,233	1,357,168	132,112,485	1.0						
特別会計	56,045,705					△0.2						
	56,668,163			△718,439	55,949,724	△1.3						
計	179,495,705					4.8						
	187,423,480	2,971,401	△1,614,233	638,729	188,062,209	0.3						

4 水道事業会計

収益的収入	7,770,401			—	—	—						
	7,770,401		7,770,401	—	—	—						
収益的支出	7,071,126			△0.2	△0.2	△0.2						
	7,020,694	38,183	7,058,877	0.5	0.5	0.5						
資本的収入	1,547,368			△4.4	△4.4	△4.4						
	1,523,268	△44,171	1,479,097	△2.9	△2.9	△2.9						
資本的支出	4,081,275			△3.2	△3.2	△3.2						
	4,047,403	△95,269	3,952,134	△2.4	△2.4	△2.4						

5 下水道事業会計

収益的収入	7,672,013			1.1	1.1	1.1						
	7,754,288		7,754,288	—	—	—						
収益的支出	7,030,688			2.0	2.0	2.0						
	7,168,275		7,168,275	—	—	—						
資本的収入	2,828,831			14.7	14.7	14.7						
	2,915,598	328,200	3,243,798	11.3	11.3	11.3						
資本的支出	5,761,508			7.2	7.2	7.2						
	5,848,475	328,209	6,176,684	5.6	5.6	5.6						

6 農業集落排水事業会計

収益的収入	168,438			0.1	0.1	0.1						
	168,585		168,585	—	—	—						
収益的支出	168,438			0.9	0.9	0.9						
	169,998		169,998	—	—	—						
資本的収入	67,722	(財源補正)		7.2	7.2	7.2						
	72,622		72,622	—	—	—						
資本的支出	132,081			3.8	3.8	3.8						
	137,081		137,081	—	—	—						

主な補正内容

○ 一般会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】	
	(復興関連以外)	千円
1	台風19号災害復旧関連 台風19号により被害を受けた施設等の復旧に要する経費を計上するもの <主なもの> ①鉄道・バス等公共交通施設復旧費 34,304 台風19号により被害を受けた阿武隈急行線に対し、県及び沿線市町と協調して、復旧に向けた支援を行うもの ②農地復旧費 183,600 台風19号により被害を受けた農地の復旧支援を行い早期営農再開を目指すもの ③農業施設復旧費 132,000 台風19号により被害を受けた農業施設の復旧に要する所要の経費を計上するもの ④社会福祉施設復旧支援事業費 32,627 台風19号により被災した社会福祉施設に対して、復旧に要する費用の一部を補助するもの	437,836
2	国の補正予算関連 国の総合経済対策に呼应し、令和2年度当初予算に計上予定であった公共事業の前倒しを行うもの <主なもの> ①ICT教育フューチャービジョン推進事業費 1,465,000 学校教育のICT化に向けた環境整備を図るため、児童生徒1人1台のタブレットPCと、校内ネットワーク環境の整備を一体的に進めるもの ②幼・小中学校校舎等耐震補強事業費 539,900 計画的に進めている幼・小中学校施設の耐震化について、耐震補強工事を進めるもの 小学校 2校(福島第二小学校、三河台小学校) 中学校 4校(福島第三中学校、平野中学校、吾妻中学校、蓬萊中学校) 幼稚園 1園(笹谷幼稚園) ③未就学児緊急安全対策事業費 40,000 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通事故の発生を未然に防ぐため、安全対策工事を実施するもの ④産地パワーアップ事業費 124,438 地域の営農戦略に基づいて産地の高収益化に向けた取り組みを行う経営体の設備等の整備事業に対して補助を行うもの	2,533,565